

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公害等調整委員会1-①)

施策名	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理						担当部局名	公害等調整委員会事務局総務課	作成責任者名(※記入は任意)	総務課長河合 晓						
施策の概要	公害紛争処理法に基づき、あっせん、調停、仲裁及び裁定を行い、公害に係る紛争の迅速・適正な解決を図る。						政策体系上の位置付け	公害紛争の処理								
達成すべき目標	公正かつ中立な立場からの公害紛争事件の迅速かつ適正な処理を図る。						目標設定の考え方・根拠	公害に係る紛争について、「その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。」と定める公害紛争処理法第1条の規定を踏まえたもの。	政策評価実施予定期	平成29年8月						
測定指標	基準値	目標	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
1 公害等調整委員会における公害紛争事件の相談(※事案ベース)、受付、係属及び終結の状況	371件(相談) 32件(受付) 73件(係属) 33件(終結)	基準年度 —	受け付け次第、適正に手続を実施	目標年度 28年度	26年度	27年度	28年度	公害紛争事件の処理状況を端的に示す指標であるため。基準値は、相談・受付・係属件数については平成23年度～25年度の平均、終結件数については受付件数+1件としている。なお、業務の性格(申請により開始する、準司法的な紛争解決手続)を踏まえ、「受け付け次第、適正に手続を実施」することを目標としている。								
2 事件調査の実施状況	70回	平成23～25年度の平均値	必要な事件調査を積極的・効率的に実施	目標年度 28年度	—	—	—	公害紛争の迅速・適正な処理を図るために手段の一つであるため。なお、事件の内容・性格等を勘案の上、必要に応じて実施するものであることを踏まえ、「必要な事件調査を積極的・効率的に実施」することを目標としている。								
3 裁定事件(大型事件又は特殊な事件を除く)の平均処理期間	1年3か月  2年	—	裁定事件(大型事件又は特殊な事件を除く)の平均処理期間が、専門的な調査を要しないものについては1年3か月、専門的な調査を要するものについては2年以内となるよう事件を処理	目標年度 28年度	1年3か月  2年	1年3か月  2年	1年3か月  2年	公害紛争事件の処理状況を端的に示す指標であるため。なお、個々の事件の特性を踏まえて評価するため、二種類の目標を定めている。								
4 現地期日の開催状況	8回	—	現地で開催することが適當であると考えられる期日について、可能な限り開催	目標年度 28年度	—	—	—	公害紛争の迅速・適正な処理を図るために手段の一つであるため。基準値は、過去3年の実績により定めている。なお、開催は当事者の意向や事件・期日の内容・性格等を勘案するとされていることを踏まえ、「現地で開催することが適當であると考えられる期日について、可能な限り開催」することを目標としている。								
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年行政事業レビュー事業番号					
(1) 公害紛争処理等に必要な経費(昭和47年度)	63百万円 (53百万円)	62百万円 (53百万円)	60百万円	61百万円	1~4	・公害紛争の迅速・適正な解決のため、申請人の主張する加害行為と被害との因果関係の存否の判断に資する調査や、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るための被害発生地等での審問期日等の開催、公害紛争処理制度の利用促進のための広報活動等を実施。 ・鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図る上で必要な調査や、土地収用法に基づく意見の申出等を適正に行う上で必要な手続を実施。					0162					
施策の予算額・執行額	63百万円 (53百万円)	62百万円 (53百万円)	60百万円	61百万円	施策に関する内閣の重要な政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—										

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(公害等調整委員会1-②)

施策名	国民の安全・安心に資するための公害紛争処理制度の利用の促進等							担当部局名	公害等調整委員会事務局総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 河合 曜		
施策の概要	公害紛争処理制度の一層の理解と利用につながるよう、広報及び関係機関等への周知を行うほか、都道府県に設置された公害審査会等との連携を図る。							政策体系上の位置付け	公害紛争の処理				
達成すべき目標	国民の安全・安心に資するため、公害紛争処理制度の利用の促進等を図る。							目標設定の考え方・根拠	公害に係る紛争について、「その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。」と定める公害紛争処理法第1条の規定を踏まえたもの。	政策評価実施予定期間	平成29年8月		
測定指標	基準値	目標	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
公害等調整委員会における公害紛争事件の相談(※1 事案ベース)、受付、係属及び終結の状況(施策1-①再掲)	371件(相談) 32件(受付) 73件(係属) 33件(終結)	—	利用促進に必要な広報・周知を実施	目標年度 28年度	26年度	27年度	28年度	公害紛争処理制度の利用状況を示す指標であるため。基準値は、相談・受付・係属件数については平成23年度～25年度の平均、終結件数については受付件数+1件としている。なお、業務の性格(申請により開始する、準司法的な紛争解決手続)を踏まえ、「利用促進に必要な広報・周知を実施」することを目標としている。					
都道府県公害審査会等における公害紛争事件の受付、係属及び終結の状況	36件(受付) 70件(係属) 34件(終結)	平成23～25年度の平均値	利用促進に必要な広報・周知を実施	目標年度 28年度	26年度	27年度	28年度	公害紛争処理制度の利用状況を示す指標であるため。なお、業務の性格(都道府県の公害審査会等が申請を受けて開始する、準司法的な紛争解決手続)を踏まえ、「利用促進に必要な広報・周知を実施」することを目標としている。					
都道府県公害審査会等を通じて公害等調整委員会に係属した事件の状況	7件	平成23～25年度の平均値	公害紛争処理制度の利用の促進等を図る	目標年度 28年度	26年度	27年度	28年度	公害紛争処理制度の利用状況を示す指標であるため。なお、係属は最終的には当事者の意向次第であることを踏まえ、「公害紛争処理制度の利用の促進等を図る」ことを目標としている。					
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成26年行政事業レビュー事業番号		
(1) 公害紛争処理等に必要な経費(昭和47年度)	63百万円 (53百万円)	62百万円 (53百万円)	60百万円	61百万円	1～3	・公害紛争の迅速・適正な解決のため、申請人の主張する加害行為と被害との因果関係の存否の判断に資する調査や、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るために被害発生地等での審問期日等の開催、公害紛争処理制度の利用促進のための広報活動等を実施。 ・鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図る上で必要な調査や、土地収用法に基づく意見の申出等を適正に行う上で必要となる手続を実施。					0162		
施策の予算額・執行額	63百万円 (53百万円)	62百万円 (53百万円)	60百万円	61百万円	施策に関する内閣の重要な政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-					-		